

五監公告第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年10月21日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 涉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

環境保全課

3. 監査の期間

令和3年8月30日～令和3年9月28日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 会計年度任用職員である衛生員に特殊勤務手当が支給されていない。適正な事務処理に努められたい。	会計年度任用職員である衛生員に対し、特殊勤務手当の追給手続きを行いました。 今後このようなことがないよう十分注意し、適正な事務処理に努めてまいります。
② 川瀬不燃物理立地は埋立終了後も業者に維持管理を一括で委託している。業務ごと個別に契約するなど、実態に即した適正な事務処理に努められたい。	次年度に向け、業務内容の見直しを行うとともに、業務ごとに契約するなど、実態に即した適正な管理及び事務処理に努めてまいります。